

お客さま 各位

網走信用金庫

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた  
預金規定改定のお知らせ**

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月1日より預金規定を改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

以下の条項を新設・追加いたします。

<p>当座勘定規定・普通預金(無利息型普通預金を含む)規定・貯蓄預金規定へ「取引の制限等」条項を新設</p> <p><b>取引の制限等</b></p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>普通預金(無利息型普通預金を含む)規定・貯蓄預金規定の「解約等」条項へ下線部を追加</p> <p><b>解約等</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① ~ ② 省略</p> <p>③ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>④ 省略</p> <p>(3) ~ (5) 省略</p>